

# 川崎市自動車臨時運行許可事務取扱要領細則

## 第1（目的）

この細則は、川崎市自動車臨時運行許可事務取扱要領（昭和59年9月22日付け川市区第256号各区長あて市民局長通知）の施行に関し、必要な事項を定める。

## 第2（申請書の記載要領）

臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、次の要領で臨時運行許可申請書（以下「申請書」という。）を記載しなければならない。

### 1 車名・形状・車台番号

許可を受けようとする自動車の車名、形状及び車台番号（車台番号が打刻されていない場合は、自動車登録番号標）を記載する。【記載例1】

### 2 運行の目的欄

(1) 次の区分に従い、運行目的を記載する。その他の場合は具体的に( )欄に記載する。

#### 【記載例1】

- ア 車検のための回送
- イ 登録のための回送
- ウ 封印取付けのための回送
- エ その他

(2) 前号アの車検とは、新規登録（道路運送車両法第7条、第8条）、新規検査（道路運送車両法59条）及び継続検査（道路運送車両法第62条）とする。

### 3 運行の経路欄

(1) 出発地、経由地及び到着地を都道府県名及び市区町村名により記載する。ただし、神奈川県内である場合は県名を、川崎市内である場合は県名及び市名を省略する。【記載例1】

(2) 前号の到着地が運輸支局、自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会である場合は、その名称を記載する。【記載例1】

(3) 予備検査、排出ガス検査の場合は、番号標の交付を受けられないため、経由地に検査場所在地を記載させる。

(4) 東京都内及び神奈川県内の運輸支局又は自動車検査登録事務所等までの経路については、別表のとおりとする。【記載例1】

### 4 運行の期間欄

運行目的を達するのに真に必要な最少の日数に限り許可するものとし、運行期間の初日と最終日を記載する。【記載例1】

### 5 自動車損害賠償責任保険欄

許可を受けようとする自動車に対する自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済を含む。以下「自賠責保険」という）の保険会社等の名称、保険の有効期間及び保険証の番号を記載する。

【記載例1】

## 6 申請人欄

(1) 申請人が法人の場合は、その所在地、名称、代表者氏名、電話番号及び業種を記載する。

### 【記載例 1】

(2) 申請人が自然人の場合は、住所、氏名及び電話番号を記載する。

(3) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 8 条第 1 項の地方運輸局長の認証を受けて分解整備事業を営む者で法人格を有しないものについては、法人の例による。

(4) 使者等による申請にあたっては、番号標受領者氏名・住所欄に使者等の住所、氏名を記載する。ただし、申請人が法人（前項（3）に規定する者を含む。）であって、その使用人が申請する場合は、氏名及び所属課係名を記載する。【記載例 1】

## 第 3（審査要領）

許可申請の審査は、次の要領で行う。

### 1 提示書面等の確認

(1) 要領第 2 条の自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「自賠責保険証」という。）及び第 4 条の自動車の車名、形状及び車台番号を確認することができる書面（以下「証明書」という。）を提示させ、その内容を確認する。

(2) 自賠責保険証は、正本を提示させること（証明書については、写しでも可。）。

(3) 申請人（使者等を含む）が自動車の同一性を証する証明書を提示することができない場合は、当該自動車の車台番号の拓本及び理由書を提出させる。【記載例 2】

### 2 申請書の審査等

#### (1) 車名・形状・車台番号欄

ア 証明書と申請書の自動車の形態欄を対照し、車名、形状及び車台番号の同一性を確認する。

イ 自動車の同一性を証明する証明書を提示することができない場合は、車台番号の拓本と対照し確認する。

#### (2) 運行の目的欄

ア 具体的な説明を求め、目的が要領第 6 条第 3 号の規定に適合するかどうかを確認する。

イ 目的の確認について必要と認めるときは、疎明資料の提示を求め、これを確認する。

#### (3) 運行の経路欄

ア 具体的な説明を求め、運行経路が出発地と到着地とを結ぶ最短のものであるかどうかを確認する。

イ 第 2 - 3 の要領で記載されているかどうかを確認する。

#### (4) 運行の期間欄

ア 運行の目的、経路、自動車の緩急等を考慮し、真に必要な最少の日数であるかどうかを確認する。

イ 自賠責保険証と対照し、保険の有効期間が運行期間を充足しているかどうかを確認する。

（保険の有効期間は、その最終日の正午をもって満了することになっているので、最終日は、運行期間に算入してはならない。）

(5) 自動車損害賠償責任保険欄

- ア 自賠責保険証と対照し、当該自動車に対し自賠責保険が有効に締結されているかどうかを確認する。
- イ 保険会社等の名称及び保険番号、保険期間を確認する。

(6) 申請人欄

- ア 申請書を提出した者が、申請人本人、使者、使用人等のいずれかであるかを確認し、申請人欄が第2-6の要領に記載されているかどうかを確認する。
- イ 申請人（使者等を含む）について、必要と認めるときは、自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等を提示させ、その者の本人確認をおこなう。

(7) その他

- ア 運行の経路、期間が適切でないと認められるときは申請人と協議し、適宜これを変更させる。
- イ 申請書の記載が適切でないと認められるときは、適宜これを訂正させる。
- ウ 運行の目的等について疑義があるときは、市民文化局戸籍住民サービス課（以下「戸籍住民サービス課」という。）又は、川崎自動車検査登録事務所（以下「登録事務所」という。）に照会すること。

第4（許可の有効期間）

臨時運行の許可の有効期間は、要領第7条第2項の規定によるほか次によること。

- 1 有効期間は、当該自動車の運行を開始しようとする日から起算する。
- 2 当該自動車に対する自賠責保険の保険期間の最終日は、許可の有効期間に算入しない。

第5（許可証の交付等）

臨時運行の許可をしたときは、次の処理をしたのち申請人（使者等を含む）に許可証と番号標の使用についての注意事項と一緒に臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与する。

1 交付簿の記載

臨時運行許可証・番号標交付簿（以下「交付簿」という。）に次の事項を記載する。【記載例5】

- (1) 許可年月日
- (2) 有効期間
- (3) 許可番号
- (4) 番号標の記号番号（以下「番号標番号」という。）
- (5) 申請人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）及び住所
- (6) 車台番号
- (7) 許可証及び番号標の返納日等（返納期限は許可の有効期間の最終日の翌日から5日目の日。）

2 申請書の記載

申請書に次の事項を記載する。【記載例1】

- (1) 番号標番号
- (2) 許可番号
- (3) 許可年月日
- (4) 許可の有効期間
- (5) 返納期限

### 3 許可証の作成及び交付

許可証に次の事項を記載したのち区長公印（専用公印）を押印する。【記載例 4】

- (1) 許可番号
- (2) 区長名
- (3) 交付年月日
- (4) 番号標番号
- (5) 申請人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名）
- (6) 自動車の車名、形状及び車台番号
- (7) 運行の目的
- (8) 運行の経路
- (9) 返納期限
- (10) 許可の有効期間

### 4 手数料の徴収

川崎市手数料条例（昭和 25 年条例第 6 号）第 2 条第 19 号の手数料が納付されていること。

### 第 6（許可後の処理）

許可証及び番号標を交付等したのちは、次の処理をする。

- 1 理由書及び車台番号の拓本の提出があったときは、これを申請書の裏面に貼付する。
- 2 申請書に決裁を得る。
- 3 手数料日計表を作成し、これに決裁を得る。
- 4 日月計表に所要事項を記載する。
- 5 収納済通知書により手数料を指定金融機関に払い込む。
- 6 申請書を許可番号順につづる。

### 第 7（許可証及び番号標の返納）

許可証及び番号標が返納されたときは、次の処理をする。

- 1 許可証及び番号標と対照し、許可番号及び番号標番号を確認する。
- 2 申請書及び交付簿に返納年月日を記載する。
- 3 許可証を申請書に貼付する。

### 第 8（許可証及び番号標の返納催告等）

要領第 10 条に規定する催告及び調査は、次により行う。

#### 1 催告

- (1) 許可を受けた者に対し、返納期限が経過した後、電話、文書により催告し、臨時運行許可証・番号標未返納者対応表（第 8 号様式）に対応経過を記載し、申請書と一緒に綴り保管する。

【記載例 6、7、8】

- (2) 文書により催告するときは、その写しにより決裁を得たのち、これを申請書の裏面に貼付する。
- (3) 催告した後は、申請書に催告年月日を記載する。（電話によるときは、電話日欄に初回の日付、文書によるときは、通知日欄に初回の日付を記載）

#### 2 調査

前項の催告をしても返納されないとき又は受取人不明等により催告文書が返戻されたときは、遅滞なく許可を受けた者の所在地等に赴いて調査をし、許可証及び番号標の回収に努めるととも

に上司にその結果を報告する（調査をした後は、申請書（実調日欄）に調査年月日を記載するとともに、回収できなかったときは、備考欄にその旨を付記する。）

#### 第9（許可の取消し）

要領第11条に規定する許可の取消しは、次により行う。

- 1 不正な行為があると思われるときは、事実関係を調査しその事実があると認められるときは、許可の取消し及び許可を受けた者への通知について決裁を得る。
- 2 前項の通知には、次の事項を記載する。【記載例9】
  - (1) 許可を取り消す理由
  - (2) 取消年月日
  - (3) 許可番号及び番号標番号
  - (4) 許可証及び番号標を直ちに返納すべき旨
  - (5) 区長名
  - (6) その他必要と認められる事項
- 3 通知を作成し、送付する。
- 4 通知の写しを申請書の裏面に貼付する。

#### 第10（許可証の紛失）

- 1 許可証の紛失届があったときは、次の処理をする。
  - (1) 紛失届書に決裁を得る。
  - (2) 申請書の備考欄に紛失届があった旨を付記する。
  - (3) 紛失届書を申請書の裏面に貼付する。
- 2 許可証を再交付する場合には、次の処理をする。
  - (1) 紛失届の備考欄に許可証を再交付した旨を付記する。【記載例10-1】
  - (2) 許可証の再交付に係る手数料は徴収しない。

#### 第11（番号標の紛失及びき損）

番号標の紛失届又はき損届があったときは、次の処理をする。

- 1 紛失届の場合
  - (1) 紛失届に決裁を得る。【記載例10-2】
  - (2) 回議書により次の事項について、区長まで決裁を得る。
    - ア 番号標の無効告示をすること。
    - イ 登録事務所及び警察署に通知すること。
    - ウ 臨時運行許可番号標台帳（以下「番号標台帳」という。）から当該番号標を抹消すること。
  - (3) 告示文書を作成し、区役所掲示場への掲示及び川崎市公報への掲載を依頼する。【記載例11】
  - (4) 登録事務所及び警察署への通知を作成し送付する。
  - (5) 番号標台帳から当該番号標番号を抹消する（抹消年月日は、紛失届のあった日とする。）。
  - (6) 登録事務所への通知の写しを作成し、戸籍住民サービス課に送付する。
  - (7) 申請書の備考欄に紛失届があった旨を付記する。
  - (8) 紛失届書を申請書の裏面に貼付する。
  - (9) 警察署に遺失届をしていないときは、届出をするよう指導する。

## 2 き損届の場合

- (1) き損届により決裁を得る。
- (2) 回議書により、次の事項について決裁を得る。
  - ア 登録事務所に通知すること。
  - イ 番号標台帳から当該番号標を抹消すること。
- (3) 登録事務所への通知を作成し、送付する。
- (4) 番号標台帳から当該番号標番号を抹消する。(抹消年月日は、き損届のあった日とする。)
- (5) 登録事務所への通知の写しを作成し、戸籍住民サービス課に送付する。
- (6) 申請書の備考欄にき損届があった旨を付記する。
- (7) き損届書を申請書の裏面に貼付する。
- (8) 当該番号標を戸籍住民サービス課に送付する。

## 第 12 (番号標の回収不能等)

許可を受けた者の住所不明等で番号標を回収ができないとき、あるいは、番号標が紛失し、若しくはき損していることを発見したときは、次の処理をする。

### 1 回収不能の場合

第 1 1 - 1 の紛失届があった場合に準じて処理をする。(番号標番号の抹消年月日は、所在不明等の事実を確認した日とする。)

### 2 紛失していることを発見した場合

第 1 1 - 1 の紛失届があった場合に準じて処理をする。(番号標番号の抹消年月日は、紛失している事実を発見した日とする。)

### 3 き損していることを発見した場合

第 1 1 - 2 のき損届があった場合に準じて処理をする。(番号標番号の抹消年月日は、き損している事実を発見した日とする。)

## 第 13 (番号標の弁償)

要領第 1 4 条及び同条第 2 項の規定による番号標作製実費相当額の弁償は、次により取り扱う。

- 1 番号標作製実費相当額は、1, 5 1 0 円とする。
- 2 紛失届又はき損届を受理したのち、番号標作製実費相当額及び歳入科目等については、戸籍住民サービス課に確認の上、調定何書を作成し、これに決裁を得る。【記載例 1 3】
- 3 収納済通知書を作成し、これを弁償者に交付し、番号標作製実費相当額を指定金融機関に納付させる。
- 4 番号標作製実費相当額の納付がない場合は、催告書を送付する。催告書を送付しても、納付がない場合には、4 半期に 1 度催告書を送付する。

## 第 14 (番号標の使用開始)

新たに作製した番号標を使用するときは、番号標台帳に所要事項を記載するとともに、その写しを戸籍住民サービス課に送付する。

## 第 15 (その他)

- 1 番号標の紛失、き損、需要の増加等により、番号標を新たに作製する必要があるときは、その旨を戸籍住民サービス課に報告すること。

2 次の業務は、戸籍住民サービス課において取り扱う。

- (1) 番号標の作製及び廃棄に関すること。
- (2) 各区役所における番号標の保有状況を明らかにするための番号標台帳の調製に関すること。
- (3) 登録事務所に対する統計報告及び番号標を新たに作製した場合における使用開始報告に関すること。

#### 第16（施行期日）

この細則は、昭和59年10月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成10年1月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成26年6月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、令和1年10月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）この改正細則は、令和7年1月1日から施行する。

別表

出発地	到着地	経由地
川崎区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	産業道路 横浜市港北区 東京都大田区 多摩区 横浜市戸塚区 横浜市都筑区
幸 区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	川崎区 横浜市港北区 東京都大田区 多摩区 横浜市戸塚区 横浜市都筑区
中原区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	幸区 横浜市港北区 東京都大田区 東京都府中市 横浜市戸塚区 横浜市都筑区
高津区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	幸区 横浜市都筑区 東京都大田区（又は世田谷区） 東京都府中市 大和市 横浜市都筑区
宮前区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	幸区 横浜市都筑区 東京都大田区（又は世田谷区） 東京都府中市 大和市 横浜市青葉区
多摩区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	中原区 横浜市都筑区 東京都大田区（又は世田谷区） 東京都府中市 大和市 大和市
麻生区	川崎自動車検査登録事務所 神奈川運輸支局 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 湘南自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会神奈川事務所	中原区 横浜市青葉区 東京都大田区（又は世田谷区） 東京都府中市 大和市 大和市

# 自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

担任	係長	課長
----	----	----

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle	トヨタ			
形状 Type of Body	<input checked="" type="checkbox"/> 1 箱形 (Box-shaped)      2 ステーションワゴン (Station Wagon) <input type="checkbox"/> 3 バン (Van)                      4 キャブオーバー (Cab-over) <input type="checkbox"/> 5 オートバイ (motorcycle)   6 その他 ( )			
車台番号 Serial No.	AA86-1234567		自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose	<input checked="" type="checkbox"/> 1 車検のための回送 (Inspection)      2 登録のための回送 (Registration) <input type="checkbox"/> 3 封印取付け (Seal) のための回送 <input type="checkbox"/> 4 その他 (Other) ( )		保険会社名 Name of Co.	株式会社川崎海上火災保険会社
			証明書番号 Voucher No.	第 K-1234567-12 号
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。  川崎区 - 横浜市港北区 - 神奈川運輸支局		保険期間 Insurance Period	自 (From) 令和3年4月1日 至 (To) 令和4年5月31日
			運行の期間 Service period	自 (From) 令和3年4月1日 ~ 至 (To) 令和3年4月2日 (2日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)
			備考	

上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

令和 3年 4月 1日

川崎市 川崎 区長 様

申請人	住所 Applicant's Address	川崎市川崎区宮本町1番地
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	株式会社 川崎モーターズ (代表者) 川崎 太郎 電話 (Tel) 044 ( 200 ) 〇〇〇〇 044 ( 201 ) x x x x
	業種 Type of industry	1 販売業 (Sales) <input checked="" type="checkbox"/> 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入 業務第1係 高津 次郎

番号標番号	川崎 12 - 34	枚数 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2
許可番号	No. 100	
許可年月日	令和3年 4月 1日	
有効期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和3年 4月 2日	
返納月日	年 月 日	
備考		

返納期限

令和3年 4月 7日まで

# 理 由 書

川崎市 川崎 区長 殿

令和3年 4月 1日

申 請 人

会社の所在地（個人の場合は住所）

川崎市川崎区宮本町1番地

-----  
会社の名称及び代表者（個人の場合は氏名）

川崎 太郎

許可を受けようとする自動車の車台番号

AA86-0124567  
-----

次の理由により臨時運行の許可申請に必要な自動車の同一性を確認することができる証明書を提示することができませんので、上記拓本を提出します。

.....上記自動車の検査証を紛失し、また、自動車登録をしている陸運事務所が遠隔地（仙台市）であり、登録事項等証明書の交付を受けることが困難であるため。.....  
.....  
.....  
.....  
.....

# 理 由 書

川崎市 川崎 区長 殿

令和3年 4月 1日

申 請 人

会社の所在地（個人の場合は住所）

川崎市川崎区宮本町1番地

-----  
会社の名称及び代表者（個人の場合は氏名）

川崎 太郎

許可を受けようとする自動車の車台番号

AA86-0124567  
-----

有効期間の限度内で運行目的を果たすことができない理由と運行日程等

.....川崎区で購入した、重量物であるロードローラを登録地  
の青森市まで陸送するにあたり、緩行車のため、許可限度内の日  
数での陸送と検査登録が困難であるため。  
-----  
-----  
-----  
-----

(表面)

臨時運行許可証	
許可番号 第 100 号 令和3年 4月 1日	
川崎市 川崎 区長	
臨時運行許可 番号 標 番号	川崎 12-34 号
許可を受けた者の氏名 又は名称及び住所	川崎市.....川崎 区 一番 一号 .....宮本 町.....丁目 1 番地
車 名	トヨタ
形 状	ハコガタ
車 台 番 号	AA89-0124567
運 行 の 目 的	継続検査
運 行 の 経 路	川崎区～港北区～神奈川県運輸支局
備 考	返納期限 令和3年4月7日

(裏面)

有効期間
4月 1日から  まで

(日本工業規格A列6番型)

【記載例 5】

臨時運行許可証・番号標交付簿

区役所区民課

許可年月日	有効期間	許可番号	番号標番号	申請人の氏名又は名称及び住所	車台番号	返納期限	許可証返納日	番号標返納日	督促状況	完了印
3年4月1日	4/1～4/2	第 99 号	川崎 11-11	中原 一郎 川崎市中原区小杉町3丁目245番地	AB88- 123456	4/7	4/6	4/6	電話・文書 実調・失効	印
3年4月1日	4/1～4/2	第 100 号	川崎 12-34	株式会社川崎モーターズ 川崎 太郎 川崎市川崎区東田町8番地	AA99- 345678	4/7	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎 -			/	/	/	電話・文書 実調・失効	

【記載例 6】

令和2年 5月〇〇日

川崎 太郎 様

川崎市 川崎 区長

自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（催告）

先日、許可しました自動車臨時運行について、自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバープレート）及び臨時運行許可証の返納期限が過ぎておりますので、至急返納してください。

なお、すでに返納された場合は、行き違いですので御了承ください。

記

許 可 年 月 日	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
有 効 期 限	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
許 可 証 番 号	第 1 0 0 号
許 可 番 号 標 番 号	川 崎 1 1 - 1 1

【記載例 7】

令和2年 5月〇〇日

川崎 太郎 様

川崎市 川崎 区長

自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（催告）

先日、許可しました自動車臨時運行について、自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバープレート）及び臨時運行許可証の返納期限が過ぎているため書面等で催告をいたしましたが、まだ返納されておりませんので、至急返納してください。

なお、返納されないときは、道路運送車両法に基づき告発手続をとることもありますので御承知おきください。

記

許 可 年 月 日	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
有 効 期 限	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
許 可 証 番 号	第 1 0 0 号
許 可 番 号 標 番 号	川 崎 1 1 - 1 1

【記載例 8】

臨時運行許可証・番号標未返納者対応表

許可番号	第 100 号	許可年月日	令和2年 5月 1日		
番号標番号	川崎 12 — 34	返納期限	令和2年 5月 8日		
未 返 納 者	住所	川崎市川崎区東田町8番地			
	氏名	川崎 太郎	TEL 044-201-0000		
		(変更年月日)	TEL		
		(変更年月日)	TEL		
年月日	電話、文書等による催告経過		決裁欄		
2. 5. 9	電話にて返納の催告（1回目）				
2. 5. 12	電話にて返納の催告（2回目）				
2. 5. 15	電話にて返納の催告（3回目）				
2. 5. 18	電話にて返納の催告（4回目）				
2. 5. 24	返納催告の文書を送付（1回目）				
2. 6. 3	返納催告の文書を送付（2回目）				
2. 6. 20	実地調査				
2. 9. 8	失効公告手続き				
2. 9. 8	警察通知				
備考					

【記載例 9】

令和2年5月〇〇日

川崎 太郎 様

川崎市 川崎 区長

自動車臨時運行許可の取消しについて（通知）

先日、自動車臨時運行について、下記のとおり許可しましたが、詐欺その他不正の手段により許可を受けたこと（不正に使用したこと）を発見しましたので、当該許可を取り消すことを通知します。ついでには、許可証及び番号標を速やかに返納ください。

なお、返納されないときは、道路運送車両法に基づき、警察への告発手続をとることもありますので御承知おきください。

記

許 可 年 月 日	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
有 効 期 限	令 和 2 年 5 月 〇 〇 日
許 可 証 番 号	第 1 0 0 号
許 可 番 号 標 番 号	川 崎 1 1 - 1 1

【記載例 10-1】



紛失届  
 き損届

川崎市

区長 殿

担任	係長	課長
----	----	----

<input checked="" type="checkbox"/> 許可証の紛失	許可証の番号	第100号		
	紛失した場所	川崎市高津区坂戸付近		
	紛失した日	令和2年 4月 2日		
<input type="checkbox"/> 番号標の紛失	番号標の番号			
	紛失した場所	年 月 日		
	紛失した日			
	遺失届	届出をした警察署	警察署	
届出年月日		年 月 日		
受理番号				
<input type="checkbox"/> 番号標のき損	番号標の番号			
<p>上記のとおり届出します。</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 許可証</p> <p>今後、取扱いには十分注意し、<input type="checkbox"/> 番号標 を発見した時は、ただちに届出をいたします。                  また、番号標については、現物弁済相当額を弁償いたします。</p> <p>令和2年 4月 2日</p> <p style="text-align: center;">届出人 所在地（個人の場合は住所）</p> <p style="text-align: center;">川崎市川崎区東田町8番地</p> <p style="text-align: center;">..... 名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）</p> <p style="text-align: center;">川崎 太郎</p> <p style="text-align: center;">.....</p>				
番号標の貸与枚数	枚	備考 令和2年 4月 2日 許可証再交付		
紛失または、き損した 番号標の枚数	紛失			枚
	き損			枚

【記載例 10-2】

紛失届  
 き損届

川崎市 区長 殿

担任	係長	課長
----	----	----

<input type="checkbox"/> 許可証の紛失	許可証の番号			
	紛失した場所			
	紛失した日	年	月	日
<input checked="" type="checkbox"/> 番号標の紛失	番号標の番号	川崎 12-34		
	紛失した場所	川崎市高津区坂戸付近		
	紛失した日	令和2年	4月	2日
	遺失届	届出をした警察署	高津 警察署	
		届出年月日	令和2年 4月 2日	
受理番号				
<input type="checkbox"/> 番号標のき損	番号標の番号			
<p>上記のとおり届出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 許可証  <input checked="" type="checkbox"/> 番号標 を発見した時は、ただちに届出をいたします。          また、番号標については、現物弁済相当額を弁償いたします。</p> <p>令和2年 4月 2日</p> <p>届出人          所在地（個人の場合は住所）</p> <p>川崎市川崎区東田町8番地</p> <p>.....          名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）</p> <p>川崎 太郎</p> <p>.....</p>				
番号標の貸与枚数	枚	備考		
紛失または、き損した 番号標の枚数	紛失			1枚
	き損			枚

【記載例 11】

川崎市 区告示第 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

年 月 日

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 ー	年 月 日





## 許可証と番号標（仮ナンバー）の使用についての注意事項

（運行の前にお読みください）

許可を受けた方は、次の事項を守ってください。

- 1 許可証及び番号標（仮ナンバー）は、有効期間の満了した日から5日以内（許可証裏面の赤字の日付の翌日を1日目として計算します）に、許可を受けた区役所区民課へ返納してください。  
期日までに返納しない場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。  
[道路運送車両法第35条第6号、同第108条]
- 2 運行中は、許可証を有効期間の表示された面を表側にして、自動車前面（ガラスの内側等）の見やすい位置に表示してください。  
[道路運送車両法第35条、同施行規則第23条]
- 3 番号標（仮ナンバー）は、その番号が判読できるよう、自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金等を使用して確実に固定してください。  
[道路運送車両法第36条、同施行規則第24条]
- 4 許可証又は番号標（仮ナンバー）を紛失した場合は、直ちに許可を受けた区役所区民課に連絡をして指示を受けてください。なお、番号標（仮ナンバー）については、実費相当額を弁償していただきます。
- 5 番号標（仮ナンバー）は、汚れをよく落としてから返納してください。

川崎市 川崎 区役所区民課

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇